

## 長久手市妊婦のための支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）の一部改正により、妊婦のための支援給付が創設された。法第10条の2の規定に基づき、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として行う長久手市妊婦のための支援給付事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、児童福祉法第4条の規定に基づき実施する長久手市妊婦等包括相談支援事業実施要綱による援助、その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊婦等への支援を総合的に行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦給付認定 申請を行い、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「認定」という。）をいう。
- (2) 妊婦給付認定者 認定を受けた者（以下「認定者」という。）をいう。
- (3) 妊婦支援給付金 妊婦のための支援給付事業における給付金（以下「給付金」という。）をいう。

(事業開始日)

第3条 本事業を開始する日（以下「事業開始日」という。）を令和7年4月1日とする。

(妊婦給付認定の要件)

第4条 妊婦給付認定は、申請日時時点で本市に住所を有し、次の1号及び2号に掲げる要件をすべて満たす場合に認定する。併せて流産・死産等の場合は、3号に掲げる要件を満たす場合に認定する。

- (1) 産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認すること。

(2) 支給対象の妊婦は、原則として、妊娠中に認定を行うものとする。受診により妊娠が確定した日を起算日として、2年を経過する日までに申請すること。流産または死産等の場合も、受診により妊娠が確定した日を起算日として、2年を経過する日までに申請をすること。

(3) 流産または死産等した場合は、流産または死産等の前に医師が胎児心拍を確認している場合は、医師による診断書等の提示をすること。

(妊婦給付認定の申請)

第5条 妊婦給付認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 長久手市妊婦給付認定申請書（様式第1号）（以下、「妊婦給付認定申請書」という。）

(2) 申請者の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等

(3) 口座情報の写し（公金受取口座で受給するものを除く）

(4) 妊娠届出書または親子（母子）健康手帳、もしくは診断書

(妊婦給付認定、却下及び取消)

第6条 市長は妊婦給付認定申請書を受理した時は、その内容を審査し、認定をした時は、長久手市妊婦給付認定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。また、却下の時は長久手市妊婦給付認定申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。認定後から給付までの間に、長久手市外に転出等をした場合、申請者に通知せず妊婦給付認定を取り消す。ただし、特段の事情がある場合は長久手市妊婦給付認定取消通知書（様式第4号）を申請者に通知する。

(1回目の給付金支給の要件)

第7条 1回目の給付金の支給対象者は長久手市の妊婦給付認定者とし、次の各号に掲げる要件を満たす場合に支給する。

(1) 長久手市以外の自治体で1回目の給付金を受給していないこと。

(2) 出産子育て応援事業の出産応援給付金を長久手市及び長久手市以外の自治体から受給していないこと。

( 2 回目 の 給付金 支給 の 要件 )

第 8 条 2 回目 の 給付金 の 支給 対象 者は、次 の 1 号 から 3 号 に 掲げ る 要件 を すべて 満た し、併 せて 4 号 又は 5 号 の いずれ かの 要件 を 満た す 者に 支給 する。

- (1) 長久手市 の 認定 者 で 事業 開始 日 以降 に 出産 し た 者、又は、医師 の 診断 に より 事業 開始 日 以降 に 胎児 の 数 を 確認 でき た 者 ( 通常 は 出産 に より 胎児 の 数 を 確認 でき た 者 と する。 )。
- (2) 長久手市 及び 長久手市 以外 の 市区 町村 で 2 回目 の 給付金 の 支給 を 受給 し て い な い こと。
- (3) 出産 子育て 応援 事業 の 子育て 応援 給付金 を 長久手市 及び 長久手市 以外 の 市区 町村 から 受給 し て い な い こと。
- (4) 出産 予定 日 の 8 週 前 を 起算 日 と し て、2 年 を 経過 す る 日 まで に 届出 を す る こと。
- (5) 届出 前 に 流産 また は 死産 等 し た 場合 に おい て、医師 に よる 診断 書 等 の 提示 を もつ て 胎児 の 数 を 確認 でき た 場合 は、支給 の 対象 と する。この 場合、胎児 の 数 を 確認 し た 日 を 起算 日 と し て、2 年 を 経過 す る 日 まで に 届出 を す る こと。

( 胎児 の 数 の 届出 )

第 9 条 2 回目 の 給付金 を 受け よう と す る 者は、次 に 掲げ る 書類 を 市長 に 届出 し な け れ ば な ら ない。

- (1) 長久手市 胎児 の 数 の 届出 書 ( 様式 第 5 号 )
- (2) 転入 者 に つい て は 親子 ( 母子 ) 健康 手帳。親子 ( 母子 ) 健康 手帳 交付 前 の 場合 は 診断 書。

( 給付金 の 額 )

第 10 条 給付金 は 次 に 掲げ る も の と す る。

- (1) 1 回目 の 給付金 現金 5 万円
- (2) 2 回目 の 給付金 現金 胎児 の 数 × 5 万円

( 給付金 の 支給 )

第 11 条 妊婦 給付 認定 申請 及び 胎児 の 数 の 届出 書 を 審査 し た 結果、給付金 の 支給 を 決定 し た 時は、給付金 の 振込み を もつ て 支給 決定 の 通知

に代える。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 長久手市妊婦給付認定申請書

長久手市長 殿

長久手市妊婦のための支援給付事業実施要綱第5条の規定により、以下の全ての同意事項について同意し、関係書類を添えて申請します。なお、長久手市妊婦のための支援給付事業実施要綱を遵守します。

### 【同意事項】

- 1 妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市区町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- 2 妊婦支援給付金の支給状況等について、他の市区町村に確認する場合があります。
- 3 この申請書は、市が支給決定をした後は、妊婦支援給付金の1回目の請求書として取り扱います。

### 1. 申請者の情報

※申請者は妊婦ご本人としてください。		申請日	年	月	日
氏名 (署名)		生年 月日	年	月	日
個人番号		電話番号			
現住所	〒				
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)				
妊娠届出日	年	月	日		
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)				
妊娠届出書の初診年月日 (医療機関で胎児心拍が確認された日)		年	月	日	

### 2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

※妊娠届出書を長久手市に提出している場合は省略可

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

### 3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

希望します。



他の市区町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。他の自治体で出産応援給付金、妊婦のための支援給付金1回目を受給している場合は支給できません。

既に他市区町村で1回目の支給（5万円）を受けています。

(支給市区町村名： )

希望しません。

### 4. 振込先口座（申請者本人名義口座のみ）

公金受取口座で受給する（下記への記入は不要です。マイナンバーカードの両面の確認を行います。郵送の場合は、マイナンバーカードの両面の写しの提出が必要です）

指定口座で受給する（下記へご記入ください）

金融機関名		本・支店名		金融機関コード			支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所							
口座種別	口座番号（右詰で記入）						口座名義（カタカナ）		
1 普通・2 当座									

### 5. 添付書類

- ・申請者の本人確認に必要な公的身分証明書等の写し等
  - 1点で本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、旅券等）
  - 2点で本人確認できるもの（共済組合員証、顔写真無し在留カード等）  
（個人番号欄を記入した場合や公金受取口座を選択された場合は個人番号を確認しますので、マイナンバーカード両面の写しが必要です）
- ・指定口座で受給する場合は、口座（金融機関、本支店名、口座番号等）が確認できる書類の写し
- ・妊娠届出書または親子（母子）健康手帳、もしくは診断書

### 6. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に長久手市外に転出した場合等には長久手市の妊婦支援給付認定は自動的に取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市区町村で再度認定を受けていただく必要があります。

様

長久手市長

長久手市妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長久手市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、長久手市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に長久手市外に転出した場合等には長久手市の妊婦支援給付認定は自動的に取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市区町村で再度認定を受けていただく必要があります。

様

長久手市長

長久手市妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった妊婦給付認定の申請については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長久手市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、長久手市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

長久手市長

長久手市妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

記

1. 取消しの日 年 月 日

2. 取消しの理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長久手市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、長久手市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。



## 長久手市胎児の数の届出書

長久手市長 殿

長久手市妊婦のための支援給付事業実施要綱第8条の規定により、以下の全ての同意事項について同意し、下記のとおり届出します。

### 【同意事項】

- 1 妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市区町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- 2 妊婦支援給付金の支給状況等について、他の市区町村に確認する場合があります。
- 3 この届書は、市が支給決定をした後は、妊婦支援給付金の2回目の請求書として取り扱います。

### 1. 届出者の情報

※届出者は妊婦ご本人としてください。										届出日	年	月	日
ふりがな										生年 月日	年	月	日
氏名													
個人番号										電話番号			
住所地	〒												

2. 胎児の数： \_\_\_\_\_人

### 3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称											
住所											
電話番号											

### 4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。



他の市区町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。

希望しません。

## 5. 振込先口座（届出者本人名義口座のみ）

公金受取口座で受給する（下記への記入は不要です。マイナンバーカードの両面の確認を行います。郵送の場合は、マイナンバーカードの両面の写しの提出が必要です）

指定口座で受給する（下記にご記入ください）

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号（右詰で記入）						口座名義（カタカナ）			
1 普通・2 当座										

## 6. 添付書類

- 届出者の本人確認に必要な公的身分証明書等の写し等
  - 1点で本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、旅券等）
  - 2点で本人確認できるもの（共済組合員証、顔写真無し在留カード等）  
（個人番号欄を記入した場合や公金受取口座を選択された場合は個人番号を確認しますので、マイナンバーカード両面の写しが必要です）
- 指定口座で受給する場合は、口座（金融機関、本支店名、口座番号等）が確認できる書類の写し
- 転入者については親子（母子）健康手帳。親子（母子）健康手帳交付前の場合  
は診断書。